

事業戦略等推進事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人高知県産業振興センター(以下「センター」という。)が、こうち産業振興基金に関する実施要領第2条の規定に基づき、事業戦略等推進事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1)「中小企業者」とは、中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第1項に規定する者をいう。
- (2)「中小企業者等」とは、中小企業等経営強化法第2条第2項に規定する者のほか、農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に規定する農業協同組合、水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)に規定する漁業協同組合、森林組合法(昭和53年法律第36号)に規定する森林組合を含むものとする。
- (3)「経営革新計画」とは、中小企業等経営強化法に規定するものをいう。
- (4)「事業戦略」とは、センターまたは高知県地産地消・外商課が支援・確認した企業の経営ビジョンを実現するための計画のことをいう。
- (5)「経営計画」とは、商工会・商工会議所が作成を支援し、認定した事業計画のことをいう。

(補助目的及び補助事業者)

第3条 県内中小企業者等が行うものづくりの地産外商の取り組みを支援することにより、生産性の向上など企業の継続的な発展につなげ、地域の中小企業等の振興を図ることを目的とする。

2 補助金の交付対象者(以下「補助事業者」という。)は県内に本社若しくは主たる事業所を有する中小企業者等とする。

(補助事業)

第4条 以下の事業を補助事業とし、補助事業区分及びその要件は別表第1に定めるとおりとする。

- (1)補助事業者が経営革新計画、事業戦略、経営計画(以下「計画」という。)の実現化のために行うものづくりの地産外商の取り組み。
- (2)県外又は海外市場に向けた販路の開拓及び拡大のために行う展示会出展等の取り組み。

(補助対象経費、補助率、補助限度額及び事業期間)

第4条の2 補助対象となる経費、補助率、補助限度額及び事業期間は、別表第2に定めるとおりとする。

2 補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の申請期間等)

第5条 第4条第1号に定める事業については、計画の開始日から3年以内とする。ただし、計画等の期間が3年間の場合は開始日から2年以内とする。

2 交付決定後に計画が取り消された場合、又は中止した場合は、その時点で交付期間は終了するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を理事長に提出しなければならない。また、賃上げ加算の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による賃上げ加算要件確認書を理事長に提出しなければならない。

2 前項の補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等(補助対象経

費に含まれる消費税及び消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の実施に当たっては、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等県の暴力団の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。
- (2) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。
- (3) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約の手続きの取扱いに準じて行わなければならない。

(審査会の設置)

第8条 理事長は、第6条第1項の規定により補助事業者から提出された交付申請書の内容及び補助金交付の適否等を審査するために、こうち産業振興基金助成対象事業審査会設置要領第2条第2項第1号に規定する審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(補助金の交付の決定等)

第9条 理事長は、前条に規定する審査会の報告を受け、相当と認める場合は、予算の範囲内で補助金の交付決定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。

2 理事長は、第6条第2項ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に関する消費税仕入控除税額等について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助金の交付申請の取下げ)

第10条 補助事業者は、前条第1項の規定による補助金交付決定通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金交付申請を取下げようとするときは、当該補助金交付決定通知を受けた日から、10日以内にその旨を記載した書面を理事長に提出するものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助事業の変更)

第11条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ別記第2号様式の変更申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 交付決定額の20パーセントを上回る減額変更を受けようとするとき。
- (2) 補助対象事業区分ごとに配分された額を補助対象事業区分の相互間で20パーセントを超える変更をしようとするとき。
- (3) 補助事業の実施期間を延長しようとするとき。
- (4) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたすことなく、かつ、事業効率に関係がない事業計画の細部を変更する場合を除く。

(補助事業の中止又は廃止)

第12条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第3号様式による補助事業(中止・

廃止)申請書により理事長の承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第13条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、別記第4号様式による補助事業遅延等報告書により理事長の承認を受けなければならない。

(実績報告等)

第14条 補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了した日以降の最初の2月末日又は令和10年1月31日のいずれか早い日まで、別記第5号様式による実績報告書を理事長に提出しなければならない。

- 2 賃上げ加算の交付決定を受けた補助事業者は、前項の規定による実績報告に合わせて、別記第5号様式による賃上げ加算報告書及び賃金台帳を理事長に提出しなければならない。提出がない場合又は賃上げ加算利用のための要件が達成されていない場合、加算分の交付は行わないものとする。
- 3 補助事業者は、第6条第2項ただし書の規定により交付申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、第6条第2項ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合に、その金額を速やかに別記第6号様式により、理事長に報告するとともに、当該金額を理事長に返還しなければならない。

(状況報告)

第15条 理事長は、補助事業者のうち複数年度にまたがる事業を行う者に対して、当該年度の3月末の状況を翌年度の4月10日までに別記第7号様式による遂行状況報告書により報告させることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定によるほか、理事長から要求があったときは、速やかに別記第7号様式による遂行状況報告書を理事長に提出しなければならない。

(繰越承認申請)

第16条 補助事業者は、補助事業が年度内(複数年度にまたがる事業の場合にあっては、最終年度内)に完了しないと見込まれる場合は、あらかじめ別記第8号様式の繰越承認申請書を当該年度(複数年度にまたがる事業の場合にあっては、最終年度内)の12月10日までに理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 理事長は、前項の規定により繰越承認申請書の提出があった場合は、その内容の適否等について決定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の額の確定)

第17条 理事長は、第14条第1項の規定による実績報告を受理した場合は、実績報告書の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その実績報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第11条の規定による承認をした場合にあっては、その承認した内容)及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、補助金の額の確定を行い、当該補助事業者に補助金を交付するものとする。

(事業成果の報告)

第18条 理事長は、補助事業の成果を把握するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎年度3月末現在の状況について、別記第9号様式により報告させることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定によるほか、理事長からの要求があったときは、速やかに別記第9号様式によ

る事業成果の報告を行わなければならない。

- 3 理事長は、第1項の規定によるほか、補助事業者に対し必要に応じて報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。この場合において、補助事業者は、理事長からの報告の求め又は調査に協力するよう努めなければならない。

(関係書類の保管)

第19条 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(財産の管理及び処分の制限)

第20条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用が増加した機械等(補助事業において製造された装置等及び製品開発の成果を含む。以下「財産」という。)については、その台帳を設け、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助事業の交付の目的に沿った運用を図らなければならない。

- 2 補助事業により取得した財産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」に定められている耐用年数に相当する期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に別記第10号様式による取得財産の処分承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 3 前項の規定により理事長の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部をセンターに納付しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第21条 理事長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときには、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 法令若しくはこれに基づく処分に違反したとき。
- (3) 計画の承認が取消されたとき。
- (4) 正当な理由がなく第14条第1項の規定による実績報告書の提出を行わない、又は第17条の規定による現地調査等を拒んだとき。
- (5) 補助事業者が別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助事業に関し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は理事長の指示に従わなかったとき。

- 2 前項の規定による取消しを行う場合には、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第22条 理事長は、前条の規定により補助金の交付決定を取消した場合においては、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第23条 補助事業者は、前条の規定による取消しに関する補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還を命ぜられた補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年10.95%の割合で計算した加算額をセンターに納付しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95%の割合で計算した延滞金をセンターに納付しなければならない。

(産業財産権等に関する届出)

第24条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案、意匠権等(以下「産業財産権等」という。)を補助事業年度又は計画終了までに出願若しくは取得した場合又はそれらを譲渡し、若しくは実施権等を設定した場合には、別記第5号様式の実績報告書にその旨を記載しなければならない。

(グリーン購入)

第25条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、高知県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

2 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に基づいた県産品の採用等に努めるものとする。

(情報公開)

第26条 補助事業又は補助事業者に関して、公益財団法人高知県産業振興センター情報公開規程(以下「規程」という。)に基づく開示請求があった場合には、規程第5条の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第27条 この要領で定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

- 1 この要領は令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要領は令和10年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要領に基づき交付された補助金については、第14条第3項、第18条、第19条、第20条、第26条の規定は同日以降もなお効力を有する。
- 3 第6条の規定による申請は、この要領の施行日前においても行うことができる。

別表第1(第4条関係)

1 補助事業区分、要件

補助対象事業区分	内容	要件	
1. 事業戦略等推進事業	①国内営業力強化	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請時において次のいずれかの計画の認定・認証等を受け、計画の開始日から3年以内のもの。計画の期間が3年間の場合は開始日から2年以内とする。 ① 中小企業等経営強化法に基づき知事が承認した「経営革新計画」 ② センターまたは高知県産地消・外商課が支援・確認した「事業戦略」 ③ 県内商工会または商工会議所が作成を支援し、認定した「経営計画」 <p>・前年度、または当年度に事業戦略等推進事業費補助金の交付決定を受けている補助事業について、交付要領に規定する実績報告書をセンターに提出していること。</p>	
	②国内人材養成・確保	<p>(1) 計画の実施に必要な経営、技術に関し国内で実施する研修等であって構成員及びその後継者並びに従業員等を対象とするもの</p> <p>(2) 自社の人材を国内で確保するために行う事業</p>	<p>【グローバル】</p> <p>※以下のいずれかに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに海外への販路開拓の取り組みを行う(過去3年間、海外への売上実績がない) ・上記以外で新たな国への販路開拓の取り組みを行う(過去3年間売上実績のない国への展開) ・外国人材を活用して、海外展開への取り組みを行う ・概ね5年以内に海外拠点の確立(拡充)を行う ・昨年および一昨年に当事業を活用した同一国、地域への3年度以内の販路開拓の取り組み
	③海外営業力強化	<p>(1) 計画の実施に必要な新事業動向等調査事業</p> <p>(2) 展示会又は見本市への参加による販路開拓</p> <p>ア 海外において行う販路開拓のための展示会への参加</p> <p>イ 展示会出展に関する広報事業</p> <p>(3) 営業代行を活用した販路開拓、外商拡大</p> <p>(4) シェアオフィス(貸しオフィス)を活用した営業拠点の設立、販路開拓</p> <p>(5) 営業活動に係るクラウドサービスを活用した効率化、販路開拓</p> <p>(6) 販路開拓に必要な品質表示(品質保証表示等を行う事業を含む。)産業財産権の取得、既存製品のエビデンス取得のための検査</p>	<p>【共通】</p> <p>・前年度、または当年度に事業戦略等推進事業費補助金の交付決定を受けている補助事業について、交付要領に規定する実績報告書をセンターに提出していること。</p>
	④海外人材養成・確保	<p>(1) 計画の実施に必要な経営、技術に関し海外で実施する研修等であって構成員及びその後継者並びに従業員等を対象とするもの</p> <p>(2) 自社の人材を海外で確保するために行う事業</p>	<p>【グローバル】</p> <p>※以下のいずれかに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに海外への販路開拓の取り組みを行う(過去3年間、海外への売上実績がない) ・上記以外で新たな国への販路開拓の取り組みを行う(過去3年間売上実績のない国への展開) ・外国人材を活用して、海外展開への取り組みを行う ・概ね5年以内に海外拠点の確立(拡充)を行う ・昨年および一昨年に当事業を活用した同一国、地域への3年度以内の販路開拓の取り組み
	⑤グローバル	<p>(1) 市場等の動向調査</p> <p>ア 海外見本市等の視察や経済ミッション団参加等による海外市場の調査</p> <p>イ 海外拠点の設置のために必要な海外市場の調査</p> <p>(2) 海外において行う販路開拓のための展示会又は見本市への参加</p> <p>(3) 販路開拓指導等</p> <p>ア 専門コンサルタントの委嘱等による海外販路開拓に関する調査及び指導</p> <p>イ 新商品等の海外販路開拓等のための広報活動</p> <p>(4) 現地法人や販売代理店の設立等による海外拠点の設置</p>	<p>【共通】</p> <p>・前年度、または当年度に事業戦略等推進事業費補助金の交付決定を受けている補助事業について、交付要領に規定する実績報告書をセンターに提出していること。</p>
	賃上げ加算		<p>・事業期間中の連続する3か月分と前年同3か月分の全従業員(役員報酬を除く)の給与支給総額を比較し2%以上の賃上げを達成すること。ただし雇用形態の変化、職位の変化、新規雇用、雇用期間が3か月未満のもの、その他の理由があるものは比較対象外とし、比較対象者がいない場合は要件未達とする。</p>

補助対象事業区分		内容	要件
2. 販路開拓支援事業	①国内展示会出展	(1) 国内(県内除く)で開催される展示会への出展を通して、広く県外の複数企業のバイヤーや購買担当者等の顧客獲得を目的とする事業 (2) 展示会出展により獲得した顧客・商談機会を活用し、県外企業等への営業活動を展開することにより、販路開拓および受注機会の拡大を目的とする事業	<ul style="list-style-type: none"> ・①国内展示会出展事業については、展示会の主催者が定める正規の小間料及び自社出展スペースに係る装飾費用を全額負担する場合のみ補助対象とする。 ・前年度に事業戦略等推進事業費補助金の交付決定を受けている補助事業について、交付要領に規定する実績報告書をセンターに提出していること。 ・申請年度の前年度までの過去3年度間に、展示会出展に関する本補助金の交付を3回以上受けていないこと。
	②海外展示会出展	(1) 海外で開催される展示会への出展を通して、広く海外の複数企業のバイヤーや購買担当者等の顧客獲得を目的とする事業 (2) 展示会出展により獲得した顧客・商談機会を活用し、海外企業等への営業活動を展開することにより、販路開拓および受注機会の拡大を目的とする事業	

※同一年度内での申請は、原則として 1.事業戦略等推進事業、または2. 販路開拓支援事業いずれか1事業(1回)のみとし、複数事業の同時申請は認めません。ただし、2. 販路開拓支援事業に採択された補助事業者が、当該事業の成果を踏まえ、新たに1. 事業戦略等推進事業に取り組む場合に限り、同一年度内における申請を可能とします。

別表第2(第4条の2関係)

1 経費区分、補助対象経費

補助対象事業区分		経費区分	補助対象経費
1. 事業戦略等推進事業	①国内営業力強化	謝金	専門家謝金
		旅費※1	専門家旅費及び職員旅費、フォロー営業旅費
		諸費※2	会場借料、出展小間料(装飾料、備品借上料及び電気水道等使用料)、通信運搬費、雑役務費、消耗品費、広告宣伝費、印刷製本費、翻訳料、通訳料、資料購入費、ホームページ作成費、動画作成費、賃借料(シェアオフィス、貸しオフィス)、使用料(クラウドサービス利用費等)
		委託費	営業代行、エビデンス取得のための検査費用、産業財産権の取得、展示会出展に必要なデザイン費
	②国内人材養成・確保	謝金	専門家謝金及び実習企業謝金
		旅費※1	専門家旅費、職員旅費及び研修旅費
		諸費	会場借料、出展小間料(装飾料、備品借上料及び電気水道等使用料)、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、教材費、消耗品費、雑役務費、原稿料、受講料、翻訳料、通訳料、広告宣伝費、ホームページ作成費、動画作成費
		委託費	人材紹介、人材養成のための営業マニュアル作成
	③海外営業力強化	謝金	専門家謝金
		旅費	専門家旅費及び職員旅費、フォロー営業旅費
		諸費※2	会場借料、出展小間料(装飾料、備品借上料及び電気水道等使用料)、通信運搬費、雑役務費、消耗品費、広告宣伝費、印刷製本費、翻訳料、通訳料、資料購入費、ホームページ作成費、動画作成費、賃借料(シェアオフィス、貸しオフィス)、使用料(クラウドサービス利用費等)
		委託費	営業代行、エビデンス取得のための検査費用、産業財産権の取得、展示会出展に必要なデザイン費
	④海外人材養成・確保	謝金	専門家謝金及び実習企業謝金
		旅費	専門家旅費、職員旅費及び研修旅費
		諸費	会場借料、出展小間料(装飾料、備品借上料及び電気水道等使用料)、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、教材費、消耗品費、雑役務費、原稿料、受講料、翻訳料、通訳料、広告宣伝費、ホームページ作成費、動画作成費
		委託費	人材紹介、人材養成のための営業マニュアル作成
	⑤グローバル	謝金	専門家謝金
		旅費	専門家旅費、職員旅費及び国内招聘旅費
		諸費	会場借料、出展小間料(装飾料、備品借上料及び電気水道等使用料)、通信運搬費、雑役務費、消耗品費、広告宣伝費、印刷製本費、翻訳料、通訳料、資料購入費、ホームページ作成費、動画作成費、賃借料(シェアオフィス、貸しオフィス)、使用料(クラウドサービス利用費)
		委託費	海外市場の調査や現地法人の設立等に必要な取組を委託する経費
2. 販路開拓支援事業	①国内展示会出展	展示会参加費	職員旅費※1、出展小間料(装飾料、備品借上料及び電気水道等使用料)、通信運搬費
		商談促進費※3	雑役務費、消耗品費、広告宣伝費、印刷製本費、翻訳料、通訳料、フォロー営業旅費
	②海外展示会出展	展示会参加費	職員旅費、出展小間料(装飾料、備品借上料及び使用料)、通信運搬費
		商談促進費※3	雑役務費、消耗品費、広告宣伝費、印刷製本費、翻訳料、通訳料、フォロー営業旅費

※1 いずれの事業も、国内での用務に関する旅費は、公募要領に定める補助基準額により交付します。

※2 諸費のうち広告宣伝費、ホームページ作成費、動画作成費は展示会等への出展と連動したもののみに対象とします。

※3 商談促進費のみの申請はできません。

2 補助限度額、補助率、事業期間

補助対象事業区分		補助限度額		賃上げ加算	補助率	事業期間	
		(上限)	(下限)				
1.事業戦略等推進事業	①国内営業力強化 ②国内人材養成・確保	150万円	①～④ 合せて 200万円	10万円	100万円 左記の補助上限額に上乗せ	1/2 以内	交付決定日から 1年以内 ※ただし、令和9年1月以降に事業開始の場合、令和9年12月31日までに完了する事業に限る。
	③海外営業力強化 ④海外人材養成・確保	200万円					
	⑤グローバル	200万円※					
2.販路開拓支援事業	①国内展示会出展 ②海外展示会出展	①・②合せて 50万円		10万円	—	過去3年度間の事業戦略等推進事業費補助金の活用実績(展示会出展に関する補助)に応じて下記の通り遡減する ①1/2(活用実績なし) ②1/3(活用実績1回) ③1/4(活用実績2回) ④対象外(活用実績3回)	

※1. 事業戦略等推進事業のグローバルについて、他の事業区分との流用、変更はできません。

別表第3(第7条、第21条関係)

- 1 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。)が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。